



## 欧州議会が飲料水指令の改正を採択 (2020年12月15日)

### はじめに

EU 飲料水指令の改正の動向については、これまで、水道ホットニュースで取り上げてきましたが、2020年12月15日(火)、欧州議会(European Parliament)によって飲料水指令の改正が採択されたことから、近い将来、改正 EU 飲料水指令が発効することとなります。

そこで、以下に、欧州議会の本件に関する「ニュース」を紹介(抜粋、仮訳)することとします。

(出典) Press room >Parliament adopts deal to improve quality of tap water and reduce plastic litter

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201211IPR93619/parliament-adopts-deal-to-improve-quality-of-tap-water-and-reduce-plastic-litter>

(参考1) 過去の関連水道ホットニュース

水道ホットニュース第696号(令和2年2月28日)

EU 飲料水指令の改正の動向(EU 加盟国の大使が政治的合意に到達)

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews696.pdf>

水道ホットニュース号外(令和元年12月26日)

EU 飲料水指令改正の暫定合意について(報道発表、2019年12月19日)

[http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews\\_gogai\\_20191226.pdf](http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews_gogai_20191226.pdf)

水道ホットニュース号外(平成30年8月21日)

EU 飲料水指令の改正に関する動向について

[http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews\\_gogai\\_h30\\_8.pdf](http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews_gogai_h30_8.pdf)

水道ホットニュース号外(平成30年3月13日)

EU 飲料水指令の大幅改正について(2018年2月1日欧州委員会が採択)

[http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews\\_gogai\\_h30\\_3.pdf](http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews_gogai_h30_3.pdf)

(参考2) EUの法律はどのように決められていますか?

Q1. EUの立法府は欧州議会ですか?

EUの立法プロセスは極めて特殊で、基本的に、欧州委員会が提出した法案を、EU理事会(閣僚理事会)と欧州議会が共同で採択しています。

Q2. 具体的にはどのような立法手続きが行われているのでしょうか?

法案提出権は、特別の場合を除いて、欧州委員会が独占しています。欧州議会もEU理事会も、欧州委員会に法案提出を要請することはできますが、提出するか否かは欧州委員会の裁量です。

(出典) QUESTION CORNER © 駐日欧州連合代表部

<https://eumag.jp/questions/f0813/>

## 記者発表（2020年12月15日11時16分）

欧州議会は、水道水の水質を改善し、プラスチックごみを減らすための協定を採択した。

### （改正のポイント）

- \* ボトル入り飲料水の消費量を減らすことで、欧州の家庭は全体で年間6億ユーロ以上節約できる。
- \* 「Right2Water」が、欧州市民イニシアチブとして初めて法制化される。
- \* 特定の汚染物質のしきい値（基準値）はより厳しくなる。

欧州議会によって承認された飲料水指令は、脆弱なグループを含め、高品質の水道水へのより良いアクセスを提供する。

2020年12月15日（火）、欧州議会は新たな飲料水指令に関する加盟国との合意を承認した。

新たな飲料水指令は、EU全体への高品質な水道水の供給を目指して策定されたものであるが、これはもともと、欧州の全ての人々を対象に安全な飲料水へのアクセス改善を目指した、欧州市民イニシアチブ「Right2Water（水に対する権利）」の要求に応えたものである。本イニシアチブには、180万人を超える欧州市民が署名した（訳注：欧州市民イニシアチブ（European Citizens' Initiative）とは、EUが権限を持つ政策分野について、加盟国7カ国から計100万人以上の署名を集めれば、欧州委員会に対して立法を提案することができる制度のこと）。

この目的達成のために、EU加盟国は公共の建物に水を無料で提供することを保証しなければならず、また、レストラン、食堂、ケータリングサービスが顧客に無料又は低料金で水を提供することを奨励すべきである。加盟国はまた、難民、遊牧民コミュニティ、ホームレス、そしてロマ及び移動生活者（Roma and Travellers）などの文化的マイノリティを含む脆弱なグループに対して、水へのアクセスを改善するための措置を講じるべきである。

### 水道水の水質監視と水質改善

人々がボトル入りの水ではなく水道水を飲むことを可能にするとともに奨励するため、鉛を含む特定の汚染物質に対してより厳しい制限を課すことにより、水道水の水質が改善される予定である。

2022年初頭までに、欧州委員会は公衆衛生上若しくは科学的に見て健康上の懸念がある物質又は化合物のリストを作成し、監視する予定である。これらの物質又は化合物には、医薬品、内分泌かく乱物質及びマイクロプラスチックが含まれる。

欧州委員会はまた、飲料水との接触が許可された物質を明示した欧州リストを作成しなければならない。

EU加盟国は、新たな飲料水指令を実施するために講じられた措置が予防原則に基づくとともに、いかなる状況においても現在の飲料水水質の悪化につながらないことを保証しなければならない。

### 次のステップ

この指令は、EU官報に掲載されてから12日後に発効する。法案が成立してから2年以内に、加盟国は指令に準拠するために必要な国内の法改正を行わなければならない。

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r2.html>

#### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。  
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。